

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2024-2	指定年月日・指定番号	令和6年8月9日 形-28号	所在地	地番：長崎市香焼町字堀切3021番2、3021番4の各一部	
調製・訂正年月日	令和6年8月9日調製、令和6年9月2日訂正、令和6年9月30日訂正、令和6年12月16日訂正、令和6年12月20日訂正					
形質変更時要届出区域の概況	試験研究を行う研究所の用に供する土地				面積	4,426㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物が土壤溶出量基準に不適合の土壤の埋め戻しに伴う指定の申請により、指定を追加した。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類	/					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	試験研究を行う研究所の用に供する土地を、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地として単位区画10区画、少ないと認められる土地として30m格子8区画を選定し調査した。また、追加調査において土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地として30m格子1区画を選定し調査した。その結果、鉛及びその化合物が2単位区画で土壤溶出量基準を、砒素及びその化合物が13単位区画で土壤溶出量基準を超過したもの。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	/					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨	/					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和6年7月31日	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		国際航業(株)
	年 月 日			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
					有・無	
					有・無	

